

**「令和 8 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」(冊子)
広告募集について**

半田市環境課では、「令和 8 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」に広告枠を設けます。広告掲載をご希望の方は、下記の募集要項をご覧ください、ご応募ください。

「令和 8 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」(冊子) 広告募集要項

1. 広告媒体

- ① 広告媒体名称
「令和 8 年度版 家庭ごみの分別と資源の正しい出し方」
- ② 規格等
A4 判 32 ページ オフセット印刷 (4 色カラー)
- ③ 発行部数
日本語版 45,000 部
- ④ 配布方法
自治区を通じて各世帯に配付。転入者には随時配付。
半田市役所・半田市リサイクルセンター・市内公民館などの公共施設に設置

2. 募集する広告

- ① 広告掲載ページ
ごみ分別区分具体例コーナー等
- ② 掲載位置及び枠数
各ページの下段に掲載 (ただし、掲載ページの指定はできません。)
募集枠数 最大 20 枠 (ただし、1 種広告のみの場合は 8 枠)

3. 広告掲載料・規格

- ① 1 種広告
1 枠当たり 83,800 円 (消費税込み)
サイズ 横 168mm×縦 45mm
- ② 2 種広告
1 枠当たり 41,900 円 (消費税込み)
サイズ 横 83mm×縦 45mm

4. 掲載できない広告

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 政治性及び宗教性のあるもの
- ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

その他、半田市広告掲載要綱第3条及び半田市広告掲載審査基準に該当するものは掲載できません。

5. 申込み

① 申込方法

別紙「広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、掲載する広告案（以下、原稿）とあわせてご提出ください。原稿が昨年度と同じ場合は、申込書の備考欄に「原稿は昨年度と同じ」とご記入ください。

※申込書等の電子データは半田市ホームページからダウンロードできます。

② 申込書等提出先

郵送 〒475-0803 半田市乙川末広町 50 番地

半田市市民経済部環境課 ごみ減量担当

Eメール gomigen@city.handa.lg.jp

③ 申込締切

令和7年11月28日（金）

郵送の場合、消印有効とします。

※申込書に必要事項が記載されていないものや、原稿の提出がないものは無効としますのでご注意ください。

6. 広告掲載の決定・掲載手続き

① 申込の審査（12月）

内容を審査のうえ、掲載の可否を決定します。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、抽選により決定します。

枠数の都合により、1種広告を優先します。

② 掲載の決定（12月）

広告掲載に係る決定通知（広告掲載決定通知書）を送付します。

審査等の結果、非掲載となる申込に対しても通知を送付します。

③ 掲載承諾書の提出の広告掲載料の納付（1月）

広告の掲載が決定した事業者は、指定の期日までに広告掲載承諾書を提出し、広告掲載料を納付してください。

7. その他の注意事項

- 提出された原稿が、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準及び本要項に違反していると認められる場合は、期限を定めて原稿の内容等を変更していただきます。
- 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
 - ・指定した期日までに広告掲載承諾書が提出されない場合
 - ・指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - ・指定した期日までに原稿が提出されない場合
 - ・指定した期日までに原稿が修正されない場合
 - ・その他、広告掲載が適切でないと判断した場合
- 広告掲載の決定を取り消した場合において、半田市は広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）に対し、その賠償の責めを負いません。また、納付済みの広告掲載料の返還はしません。
- 原稿は、広告主の責任と負担において作成してください。

※その他、広告掲載の詳細については、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準、半田市広告取扱要領をご覧ください。